

# 令和8年度(2026年度)PTA総会 会次第

1 開会 ( 池辺 副会長 )

2 会長挨拶 ( 黒井 会長 )

3 校長挨拶 ( 淵上 校長 )

4 議長選出

5 議事

- (1)第1号議案 令和7年度事業報告(令和7年度 倉本 会長)
- (2)第2号議案 令和7年度会計報告(令和7年度 福澤 会計)
- (3)第3号議案 令和7年度監査報告(令和7年度 岡村 監査委員)
- (4)第1号～第3号議案の承認
- (5)第4号議案 令和8年度事業計画案( 山下 書記 )
- (6)第5号議案 令和8年度予算案 ( 山本 会計 )
- (7)第6号議案 田浦小学校PTA規約改正
- (8)第4号～第6号議案の承認

6 議長解任

7 その他

- (1)令和9年度PTA役員選出方法改正について臨時総会のお知らせ
- (2)PTA共済等について

8 職員紹介 校長

9 閉会 ( 池辺 副会長 )



期日:令和8年 4月 24日(金)

時間:15:40～16:30

場所:田浦小学校体育館

芦北町立田浦小学校PTA



令和7年度事業報告書1-2

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
学校行事	7	肥後っ子教室 (5年)	14	郡音楽発表会 (4年)	12	学習発表会 授業参観 学級懇談会	8	始業式	19	新入生 体験入学	6	送別遠足
	17	社会科見学 (4年)	28	研究発表会			29	持久走大会	27	授業参観 学級懇談会	23	卒業式
	25	修学旅行 (6年)			24	終業式					24	修了式
役員会			5	役員会	6	郡P大会			5	役員会	5	役員会 新旧役員引き 継ぎ
			8	県P大会	18	役員選考 委員会					7	監査(4月)
家庭教育部	27	読み聞かせ			22	読み聞かせ	26	読み聞かせ				
保健体育部							29	持久走大会 (安全確保)				
広報部							29	持久走大会 (撮影)			19	まきやま発行
親子会					18	役員選考 委員会 役員候補者 選出						
学年PTA										学年部会費 精算締め		

# 令和7年度 田浦小学校PTA会計決算報告書

## 1. 収入の部

(単位:円)

項目	本年度予算額	実績額	備考
繰越金	601,222	601,222	令和6年度繰越金
PTA会費	523,200	523,200	4,800円×109会員(P90、T19)
雑収入	0	24,540	助成金、受取利子等
合計	1,124,422	1,148,962	

## 2. 支出の部

(単位:円)

項目	本年度予算額	実績額	備考	
事務局費	行事費	200,000	99,746	新入生名札代、自転車点検お茶代、美化作業お茶代 卒業式コサージュ代、卒業記念品代、卒業写真グッズ代 離任式花代
会議費		160,000	189,000	町P連合会会議、郡P連合会会議、役員実費弁償代
	小計	160,000	189,000	
事業費	各種研修会費	150,000	49,720	県P大会、各種研修会参加費
	広報部会費	70,000	54,079	広報誌印刷代
	保健体育部会費	70,000	1,512	心肺蘇生法講習会お茶代
	家庭教育部会費	70,000	25,318	読み聞かせお茶代、図書室の本購入、持久走大会
	学年PTA部会費	104,000	101,836	800円×130人
	小計	464,000	232,465	
負担金		100,000	76,840	郡P会費、町P会費
慶弔費		20,000	0	
学校助成金		30,000	30,000	
学習支援 ボランティア活動費		20,000	11,861	甘夏音頭講師お茶代、会議お茶代、応援グッズ代
予備費		150,422	7,052	会議お茶代、事務用品購入、活性化センター使用料
合計	1,124,422	646,964		

## 3. 収支の部

(単位:円)

収入	支出	残高	備考
1,148,962	646,964	501,998	

上記の通り報告致します。

令和 8年 4月 1日 田浦小学校PTA 会計 福澤 香桜里

## 令和7年度田浦小学校PTA監査報告

令和7年度田浦小学校PTA会計は監査の結果、  
領収書・帳簿ともに適正に執行されていたことを報告致します。

令和 8年 4月 7日

田浦小学校PTA監査委員

岡村 ゆかり

田浦小学校PTA監査委員

藤崎 千草

## 令和8年度 田浦小学校PTA活動方針

目的	<p>田浦小学校 PTA は、保護者と教師との協力によって、学校及び社会における教育に関し、理解を深め、児童の健全な成長を図ることを目的とする。</p>	
スローガン	<p>地域を愛し、地域に愛される学校を支える PTA 活動</p>	
目標	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 よい保護者、よい教職員となるように努める。</li> <li>2 保護者と教職員の協力と信頼に立った運営を図る。</li> <li>3 元気・やる気・根気のある、素直な子どもを育てる。</li> <li>4 地域とつながりを深め、子どもたちの安全を守る。</li> <li>5 子どもの自己有用感を高める。</li> </ol>	
専門部活動事項	<p>広報部</p>	<p>広報誌の発行に関する事項</p>
	<p>家庭教育部</p>	<p>よりよい家庭教育の形成に向け、基本的な生活習慣の育成、読書、食育など保護者への啓発や研修に関する事</p>
	<p>保健体育部</p>	<p>児童の心身の健康、安全に関する事項</p>



第 1 号議案

令和8年度事業計画書(案)1-2

	10月		11月		12月		1月		2月		3月	
学校行事	8	肥後っ子教室	2	学校へいこうの日 道徳授業公開	11	学習発表会 授業参観 学級懇談会	8	始業式	18	新入生体験入学		送別遠足
	18 19	修学旅行 (6年)	13	郡音楽発表会 (3,4年)	24	終業式 社会科見学 (4年)	28	持久走大会	26	授業参観 学級懇談会	23 24	卒業式 修了式
役員会		郡P大会		役員会 県P大会		役員選考委員会		役員会		役員会		新旧役員引き継ぎ 監査(4月)
家庭教育部	13	読み聞かせ	10	読み聞かせ	8 11	読み聞かせ 食育事業 (給食試食会) ※学習発表会前	12	読み聞かせ	9	読み聞かせ	9	読み聞かせ
保健体育部								持久走大会 (安全確保)				
広報部				部会		学習発表会撮影		持久走大会撮影		部会		まきやま発行
親子会						役員選考委員会 役員候補者選出						
学年PTA										学年部会費精算締め		

## 令和8年度 田浦小学校 P T A 会計予算書(案)

### 1 収入の部

(単位：円)

項 目	昨年度実績額	予算額	備 考
繰越金	601,222	501,998	令和7年度繰越金
P T A 会費	523,200	475,200	4,800円×99会員 (P80、T19)
雑収入	24,540	0	助成金、受取利子等
合 計	1,148,962	977,198	

### 2 支出の部

(単位：円)

項 目	昨年度実績額	予算額	備 考	
事務局費	行事費	99,746	180,000	卒業記念品、コサージュ代、美化作業、 新入生名札代
	小 計	99,746	180,000	
会議費		189,000	160,000	役員会等
	小 計	189,000	160,000	
事業費	各種研修会費	49,720	130,000	九P大会、各種研修会参加費
	広報部会費	54,079	70,000	広報誌印刷代
	保健体育部会費	1,512	70,000	親子スポーツ、運動会賞品等
	家庭教育部会費	25,318	70,000	研修講師謝礼、読み聞かせ、講演会講師謝礼
	学年PTA部会費	101,836	88,800	800円×111人
	小 計	232,465	428,800	
負担金	76,840	100,000	郡P会費	
慶弔費	0	20,000		
学校助成金	30,000	30,000		
学習支援ボランティア活動費	11,861	20,000		
予備費	7,052	38,398		
合 計	646964	977,198		

## 田浦小学校 PTA 規約 新旧対照表 (案)

旧	新	備考欄
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、芦北町立田浦小学校 PTA と称し、所在地 を芦北町立田浦小学校内に事務局を置く。</p> <p>(旅費) 第19条 本会を代表し、または、本会のために出張した場合には、旅費を支給するものとし、支給額は次の通りとする。</p> <p>1 旅費は電車、バスなど乗り物及び宿泊料の実費（教職員の旅費規定に準ずる）とし、自家用車使用時には、葦北郡内 1,000 円・熊本県内（葦北郡外）3,000 円・その他の場所へは実費計算とする。さらに、日当として、一日の場合、5,000 円、半日の場合、3,000 円を弁償する。</p> <p>2 特別の場合は役員会の承認を受けるものとする。</p> <p>3 役員は役員会への出席につき 1 回 1,000 円を弁償する。</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(名称) 第1条 本会は、<b>田浦小学校 PTA</b> と称し、所在地を芦北町 立田浦小学校 (<b>葦北郡芦北町田浦 8 4 0</b>) に置く。</p> <p>(旅費) 第19条 本会を代表し、または、本会のために出張した場合には、旅費を支給するものとし、支給額は次の通りとする。</p> <p>1 旅費は電車、バスなど乗り物及び宿泊料の実費（教 職員の旅費規定に準ずる）とし、自家用車使用時には、葦北郡内 <b>0 円</b>。<b>水俣・八代市・人吉 1,000 円、荒尾・天草・阿蘇 3,000 円、その他の場所へは 2,000 円</b> とする。さらに、日当として、一日の場合、<b>3,000 円</b>、半日の場合、<b>2,000 円</b>を弁償する。</p> <p>2 特別の場合は役員会の承認を受けるものとする。</p> <p>3 役員は役員会への出席につき 1 回 <b>500 円</b>を弁償する。</p>	<p>(追加)</p>

# 田浦小学校 PTA 規約

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、田浦小学校 PTA と称し、所在地を芦北町立田浦小学校（葦北郡芦北町田浦840）に置く。

(目的)

第2条 本会は、児童の健全な成長を図るために、保護者と教職員が協力して学校、地域、社会における教育に関し理解を深め、教育環境の改善及び充実に努め、その他必要な活動を行うことを目的とする。

(方針)

第3条 本会は、教育を本旨とする団体として次の方針に従い自主的に活動する。

- 1 いかなる政党や宗教活動に関与することなく、また営利を目的とするような行為を行わない。
- 2 本会の正規の事業以外の目的のために、本会または本会の役員の名称を用いない。
- 3 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。

(会員)

第4条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員とする。

但し2人以上の児童が在籍する保護者・教職員は1会員とする。

また、PTAの活動に深く関与する者をPTAが認めた場合、準会員として登録する。

- 1 会費の納入をもって会員とする。  
会費は1会員4,800円（年額）とし、転入生は月額400円に残月数を乗じた額とする。  
但し、会費の返金はしない。

(会員の権利と義務)

第5条 会員は、総て平等の義務と権利を有する。また、会員は第2条の目的を目指し、第3条の方針に従い互いに協力し活動するものとする。

## 第2章 役員

(役員)

第6条 本会に、次の役員を置く。

会長	1名	副会長	1名
書記	2名	会計	1名
家庭教育部長	1名	広報部長	1名
保健体育部長	1名	参与	3名（校長、教頭、教務主任）

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- 1 会長は本会を代表し、会務を総括するとともに、各種会合を招集する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長が事故ある時はこれを代行する。
- 3 書記は会長、副会長を補佐し、会務を整理し事務を掌る。
- 4 会計は本会の経理を行う。
- 5 参与は会長と協議し、本会の業務を行う。

(役員任期)

第8条 役員任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。但し再選を妨げない。

- 1 会長職の再選については、連続の場合2年を限度とする。但し特別の事情がある場合は、1年を限度とし、延長することができる。

(役員選出)

第9条 規約第6条に掲げる役員のうち、参与を除く本会役員については、地区ごとに候補者を選出し、その中から選任し臨時総会において付議する。

- 1 地区割については、親子会単位に準ずる。
- 2 新年度の新規会員は役員候補に選出できる。但し、極力現役員の中から選出する。
- 3 選考委員は、各親子会長が担う
- 4 選考委員長は選考委員の互選とする。
- 5 役員・学級(学年)委員及び親子会長の選出にあたっては1会員あたり一役に限る。但し、会員数が限られている親子会について例外を認める。

### 第3章 機関

(機関)

第10条 本会に次の機関を置く。

- 1 総会 2 運営委員会 3 役員会 4 専門部会 5 親子会長会 6 学級委員会

(総会)

第11条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

- 1 総会は定期総会及び臨時総会とする。定期総会は原則として5月上旬までに開催し、次の事項について決定する。
  - (1) 前年度の事業報告 (2) 前年度の会計及び監査報告
  - (3) 当年度の事業計画 (4) 当年度の予算
  - (5) 規約の改廃その他承認を必要とする事項
- 2 総会は会員の過半数の出席(委任状を含む)をもって成立し、その過半数を以て議決する。
- 3 定期総会における、前年度の事業報告及び会計報告については前役員責任において付議し、当年度の事業計画・予算及びその他の事項については新役員責任において付議する。
- 4 臨時総会は次の場合開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき
  - (2) 役員会において必要と認めたとき
  - (3) 会員の4分の1以上の要求があったとき

(運営委員会)

第12条 運営委員会は総会に次ぐ決議機関でありその決議は第11条に準ずる。

- 1 運営委員会は次の委員を以て構成する。
  - (1) 第6条に掲げる役員 (2) 親子会長
  - (3) 学年委員 (4) 専門部員 (5) 教職員

(役員会)

第13条 役員会は協議事項の内容に応じて、5役会（会長・副会長・書記・会計・参与）、役員会として必要に応じて会長が招集する。

- 1 役員会は各専門部委員会との調整を行い、本会活動の推進を図る。
- 2 役員会は運営委員会に付議する議案を作成する。

(専門部会)

第14条 専門部会は運営委員会に資料を提出し、決定した事項を遂行し、その結果を会長に報告しなければならない。

- 1 この会に次の部を置く。  
(1) 家庭教育部 (2) 広報部 (3) 保健体育部
- 2 専門部は各学年より5名選出し、次の活動を行う。  
(1) 家庭教育部 よりよい家庭教育の形成に向け、基本的な生活習慣の育成、読書、食育など保護者への啓発や研修に関する事  
(2) 広報部 広報誌の発行に関する事  
(3) 保健体育部 会員相互の親睦、児童の健康、安全に関する事

(親子会長会)

第15条 各親子会単位で親子会長を選出しその親子会長で親子会長会を構成する。

- 1 親子会長は各親子会の会員と連絡を図り、各親子会における児童の生活環境の整備と教育の向上を図る。

(学級委員会)

第16条 学級委員は各学級より各2名選出し学級担任と連絡を取りながら学級に関する問題を取り扱い、進行を図る。

- 1 各学年の学級委員より、1名学年委員長を選出する。

## 第4章 会計

(会計)

第17条 本会の会務執行に要する経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

- 1 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。
- 2 本会の予算及び決算は総会の承認を得なければならない。

(会計監査委員)

第18条 本会に会計監査委員2名を置く。

- 1 会計監査委員は年1回以上会計を監査し、その結果を総会に報告しなければならない。
- 2 会計監査委員は運営委員会において選出する。
- 3 会計監査委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。欠員が生じた場合は、運営委員会で速やかに選出し、補充する。但し、任期は前任者の残任期間とする。

(旅費)

第19条 本会を代表し、または、本会のために出張した場合には、旅費を支給するものとし、支給額は次の通りとする。

- 1 旅費は電車、バス等乗り物及び宿泊料の実費（教職員の旅費規定に準ずる）とし、自家用車使用時には、葦北郡内0円、水俣・八代市・人吉は1,000円、荒尾・天草・阿蘇は

3,000 円、その他の場所へは 2,000 円とする。さらに、日当として、一日の場合、3,000 円、半日の場合、2,000 円を弁償する。

- 2 特別の場合は役員会の承認を受けるものとする。
- 3 役員は役員会への出席につき 1 回 500 円を弁償する。

(慶弔費)

第 20 条 次に定めた者が死亡した場合は、所定の香典を以て、会の代表者が弔問する。

- 1 会員の死亡 10,000 円
- 2 児童の死亡 10,000 円
- 3 特別の場合は役員会の承認をうける。

## 附則

この会の規約は平成 20 年 4 月 1 日より施行する。

- 一部改正 平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部改正 平成 25 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部改正 平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部改正 平成 28 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部改正 平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部改正 平成 31 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部改正 令和 4 年 1 月 1 日より施行する。
- 一部改正 令和 4 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部改正 令和 5 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部改正 令和 7 年 4 月 1 日より施行する。
- 一部改正 令和 8 年 4 月 1 日より施行する。

## 田浦小 PTA 表彰規定

第 1 条 本規定は、田浦小学校 PTA 会員等の表彰に関することを定める。

第 2 条 PTA の業務に貢献し、その功績顕著なる者は、これを表彰する。

第 3 条 被表彰者は、次の中から選考の上決定する。

- 1 PTA 役員（会長・副会長・書記・会計・全学年委員長・及び部長）を通算 2 年以上経験した者で、過去において表彰を受けたことのある者も含む。

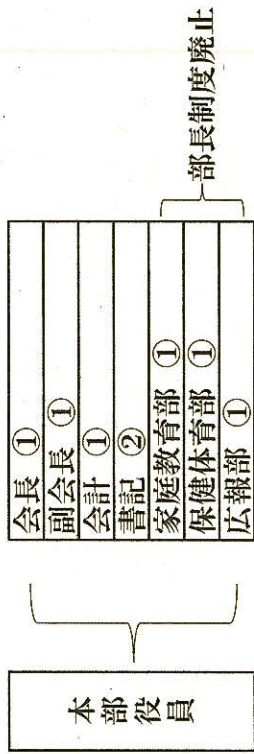
第 4 条 前条の選考は、役員会において行う。

第 5 条 表彰は総会において、表彰状並びに記念品を贈るものとする。

第 6 条 表彰状は、PTA 会長及び校長の連名により表彰する。

PTA役員選出方法の見直し＜令和9年度改定案＞  
(現状)

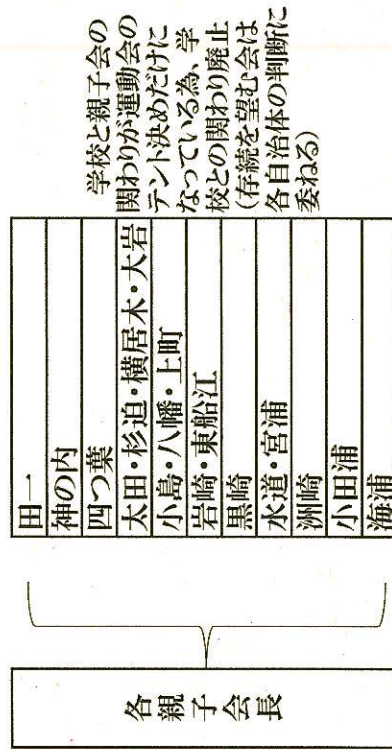
\*○数字は人数です



合計 8名

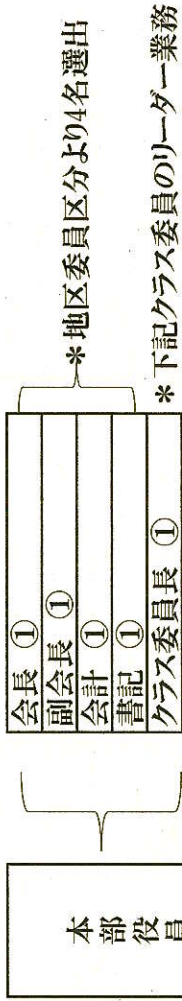


5名×6学年  
合計 30名

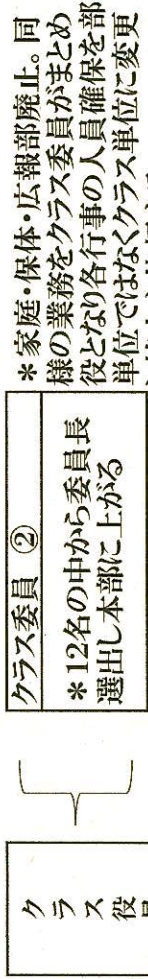


合計 11名

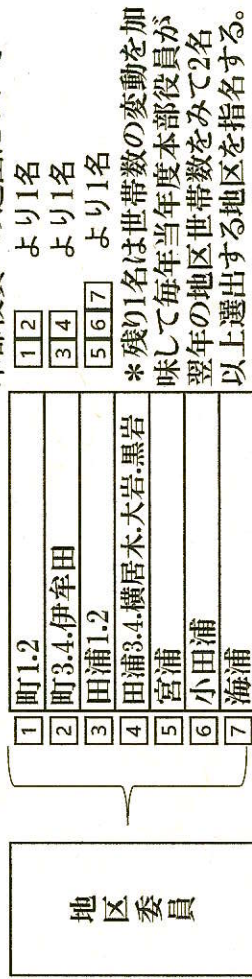
(改正案)



合計 5名



2名×6学年  
合計 12名 (内1名本部へ選出)



合計 7名

\*本部に上がらない地区委員7名を各地区毎年1名立てる。役割としては、選考委員として次年度の役員選考会の役を担う。又、災害時など各地区の対応が必要になった場合などのまともな役を担う。 <上記は中学校区分と統一する>

役員数 49世帯/79世帯  
\*総世帯数は令和8年度世帯数を参考

役員数 23世帯/79世帯  
令和8年度PTA総会提案資料 2026.3月末日